

議員視察報告書

赤穂市議会議長
西川 浩司 様

議員氏名	土遠 孝昌
〃	中谷 行夫
〃	木下 秀臣
〃	松崎 昭彦
〃	榊 悠太

下記のとおり、行政視察に参加しましたので、報告します。

記

- 1 実施日 令和8年1月28日（水）～令和8年1月30日（金）
（3日間）
- 2 視察場所及び項目（詳細については別紙のとおり）
 - （1）滋賀県高島市（令和8年1月28日（水））
 - 1）新ごみ処理施設について
 - ・新ごみ処理施設建設特別委員会設置の経緯について
 - ・特別委員会での審査内容について
 - ・特別委員会設置の効果について
 - ・新ごみ処理施設の検討状況について
 - ・新ごみ処理施設の運営方法について
 - ・ごみ減量化の取組みについて
 - 2）議会運営全般について
 - （2）三重県桑名市（令和8年1月29日（木））
 - 1）多世代共生施設「桑名福祉ヴィレッジ」等について
 - ・多世代共生施設「桑名福祉ヴィレッジ」の設立経緯及び概要について
 - ・官民連携での設立事業について
 - ・施設や保育園等の事業内容について
 - ・公園の運営状況について
 - ・施設見学
 - 2）議会運営全般について

(3) 滋賀県甲賀市 (令和8年1月30日(金))

- 1) 地域の公民館の名称変更について
 - ・公民館からコミュニティセンターの名称変更の経緯について
 - ・名称変更に伴うメリット・デメリットについて
 - ・コミュニティセンターの管理運営について
- 2) 甲賀市まちづくり活動センター見学
- 3) 議会運営全般について

別紙

視察先：滋賀県高島市

(令和8年1月28日(水) 14:00～15:50)

【視察目的】

赤穂市は令和2年8月に、令和10年度の供用開始を目指して検討していた相生市とのごみ処理広域化を、相生市から提示された完全民間方式によるごみ処理事業への参画を見送った。これにより令和4年度から3か年にわたり約23億円を投じて10年の延命化を図る大規模整備を実施した。予定では新ごみ処理施設の稼働が概ね7年後となっており、早期に基本計画の策定が必要となっている。

議会は市からの一方的な基本計画の可否だけを判断すべきではなく、市との情報共有や議会独自に調査・研究を行う必要がある。また、ごみの発生量は施設規模を大きく左右するため、減量化を図る施策も併せ、新ごみ処理施設建設特別委員会設置の必要性を認識するため、同特別委員会を設置された高島市の経緯等について、調査・研究をしたく視察を行った。

【説明、取組内容】

1 新ごみ処理施設について

(1) 新ごみ処理施設建設特別委員会設置の経緯について

市が新たに建設する新ごみ処理施設に関して、安全で安心なごみ処理施設建設の推進を図るため、市との情報共有や意見交換、調査・研究などを行うことを目的に設置されている。

(2) 特別委員会での審査内容等について

特別委員会は、議決日から基本計画が策定されるまで15回にわたって開催されている。

新ごみ処理施設建設に係る公募の過程や候補地選定の報告・情報共有が行われており、過去に候補地として応募のあった複数地について、ごみ処理施設建設検討委員会(行政の審議組織)からの答申を受け、いずれも不適とされ、市による主体的な候補地選定が必要との意見が出されたことが報告されている。

主にごみ処理施設建設検討委員会の開催前後に審議内容、審議結果について協議されているが、特別委員会は非公開で開催されている。

(3) 特別委員会設置の効果について

執行部及び附属機関であるごみ処理施設建設検討委員会との情報共有を図ることにより、候補地選定など重要局面で説明聴取・了承が行われ、事業の進行管理・確認の場として機能している。

通常の委員会審査とは別に、新ごみ処理施設建設に特化して扱う専用の審査の場(特

別委員会)を議会が決議として可決し公式に設けたことにより、議会として「この案件は継続して重点的に審査する」という意思と体制が明確になっている。

(4) 新ごみ処理施設の検討状況について

機能性・安定性・周辺への影響などを専門的な観点から議論し、ごみの量の予測や処理能力の設計根拠から整備スケジュール、全体計画及び処理方式・処理規模を決定し、騒音・振動・悪臭・飛灰などの発生対策に係る公害防止基準を設定している。環境保全目標・公害防止・環境配慮は、市内外の関係地区で説明会や聴き取りが実施され、意見募集(パブリックコメント)も行われ、周辺住民への説明・意見反映がされている。

(5) 新ごみ処理施設の運営方法について

設計・建設及び運営(20年間)を一括発注するDBO方式(公設民営方式)が選定されている。

(6) ごみ減量化の取組みについて

施設規模の算出には人口推移及びごみ排出量により決定されるため、ごみの減量化に取り組まれているが、令和6年度の1人1日当たりのごみ排出量が875gで、滋賀県内ワースト1位となっている。

各家庭からの食品残渣によるフードドライブを実施し、電気式生ごみ処理機やコンポスト、事業系生ごみ処理機の推進により、ごみの減量化に取り組んでいる。

2 議会運営全般について 高島市議会資料を受領

【所感】

○高島市におけるごみ処理施設は、当初稼働していた施設のガス化溶解炉を平成30年に停止以降、燃やせるごみは三重県伊賀市の民間業者へ委託処理している状況であった。委託契約の期限等の問題もあり、高島市内で新たなごみ処理センターの建設計画を推進してきた。建設候補地として2か所が挙げたが、環境問題等などの様々な課題により断念されその後、高島市安曇川町田中地先が新たな建設予定地として決定された。

この新ごみ処理施設建設計画にあたり、安全で安心な施設の推進を図るため、市との情報共有や意見交換、調査や研究などを行う目的で高島市新ごみ処理建設特別委員会が設置されている。

今後、赤穂市においても、数年後には現在の処理施設が使用不可能になることがわかっており、現状の処理施設内でコンパクトに施設を整備できるかどうか検討を進めている。様々な課題等が想定され、また約150億円以上の設備投資が見込まれるため、行政側と各段階において意見交換を重ねる必要があることから、赤穂市においても新ごみ処理施設建設特別委員会の設置が望ましいと思った。

○赤穂市新ごみ処理施設整備基本構想が令和7年3月に示されたが、非常に厳しい財政状況の中で、広域処理または単独処理による施設整備が喫緊の課題となっている。

高島市はダイオキシン問題もあったが、用地の選定に長い年月を要しており、現在、燃やせるごみは、民間事業者へ委託処理している状況が続いている。

赤穂市においても整備が遅れると委託処理に頼る可能性もあり、用地選定には施設規模を決める必要がある。人口減少の推移や排出ごみの減量化が重要になってくることから、市民への理解と協力を求めるための普及啓発が改めて必要であると感じた。

事業財源、焼却処理方式、事業方式、全体のスケジュールなど将来を見据えた適正な整備には、議会との情報共有、調査研究などが必要であり、高島市の職員からも早期に新ごみ処理施設建設特別委員会の設置を勧められた状況であった。

○老朽化したごみ処理場建て替えに対し、不祥事の絡みで同じ場所での建設はできないため、建設候補地の検討から入ったが、用地に関しては議会で2回も否決するほど議会のチェック機能が働いていると感じた。

次に、新ごみ処理施設建設特別委員会を外部有識者も交え15回にわたり丁寧に審議されていた。

高島市は自衛隊の演習場があり、防衛省からの国庫補助金を得ており、建設整備費は159億円かかるものの、実質的な市の負担金は44億円と3割弱の負担金で賄える構図となっている。44億円は36年で償還予定であり、赤穂市でも様々な補助金を申請し取り組むべきと感じた。

高島市は、赤穂市同様市民一人当たりのごみ排出量が多く（県内ワースト）、この点について市民への啓発は課題であるとのことだった。

造成については、既存場所での建設は国庫補助率の減少となり、VEによる見直しにより1.5倍圧縮されたとのこと。造成は地元業者のみで行い、予算を市内還元とする姿勢は、今後赤穂市でも積極的に取り組むべき課題のひとつと考える。

○新ごみ処理施設建設特別委員会が設置されたことで、建設推進の効果が大きくなることに必要性を感じた。非公開での委員会開催もあるとのこと市側と委員側との乖離を防げ、このような市との情報交換やその都度確認ができる委員会が赤穂市にも必要だと思った。事業方式についても公設民営方式により、民間企業の技術力やノウハウとコスト削減を活かすことが重要だと思った。コストダウンに向けた施設規模、設備、事業費の見直しもしっかり検討されており、外部熱供給を利用して温水ハウスを建てる案もあった。また、生ごみ処理機の購入補助金制度もごみの削減効果や市民が意識付けできる制度だと思った。それでもごみの量は滋賀県内でワーストワンという課題もあるようだ。高島市で行っているごみ袋の指定化は、本市にも必要で今後の課題だと感じた。

○高島市議会では、これまで新ごみ処理施設整備のための土地取得に係る議案を2度否

決された経緯もあり、新ごみ処理施設建設特別委員会を設置されていた。整備内容等が決まっていない中で、特別委員会に情報提供することは、情報の取扱いなど、理事者側も相当気を使った部分があるようであった。仮に赤穂市議会でも特別委員会を設置することになれば、信頼関係を損なわないために議員側にも一定の良識が求められることになると感じた。

高島市には自衛隊が立地していることから、ごみ処理施設整備に係る補助金が防衛省から拠出されるとのことで、意外な点であった。

【説明者】

高島市 議会事務局 参事 竹井 由紀氏

高島市 環境部 次長 環境センター建設課長取扱 杉本 剛氏

視察先：三重県桑名市

(令和8年1月29日(木) 10:00～11:50)

【視察目的】

少子高齢化や人口減少、福祉ニーズ多様化・複雑化など、福祉分野を取り巻く環境は様々な年代において大きく変化してきている。それらの課題に対応するには総合的に福祉サービスを提供する仕組みの構築が求められている。

桑名市は新しい福祉のかたちとして、「桑名福祉ヴィレッジ」を整備し、高齢者、障がい者、子供などに対して通所や入所、相談などの福祉サービスを包括的に提供する多世代交流・多機能型の福祉拠点と、地域の人たちにとって憩いの場となる公園を一体的に整備されており、赤穂市においても必要な施策となることから調査・研究をしたく視察を行った。

【説明、取組内容】

1 多世代共生施設「桑名福祉ヴィレッジ」等について

(1) 多世代共生施設「桑名福祉ヴィレッジ」の設立経緯及び概要について

少子高齢化・人口減少と福祉ニーズの多様化という社会的課題に対応するため、三重県桑名市では福祉サービスのあり方を見直し、従来の分野別サービス（高齢者・子供・障がい者など）を横断して総合的に支援できる仕組みづくりが求められるようになった。これを受け、桑名市は多世代共生型施設「桑名福祉ヴィレッジ」整備事業を推進。民間事業者から公募型プロポーザルで提案を募り、地域の多様な福祉ニーズに対応する複合施設として計画を具体化された。

特色・機能としては、多世代交流は子供から高齢者までが同じ敷地内で交流できるよう設計されており、日常的なふれあいを通じた支え合いの関係が育まれている。

複合的支援体制として、発達支援や相談支援、介護サービスなどを連携して提供することで、利用者の生活全体を支える体制が整備されている。

(2) 官民連携での設立事業について

公民連携により桑名市、桑名市社会福祉協議会、大和リース（株）によって構想提示から設計・施工、事業運営の新しい福祉のかたちが構築されている。

桑名市社会福祉協議会が国、県、市からの整備費補助金により多世代共生施設・店舗を整備し、市が公園整備を実施している。

(3) 施設や保育園等の事業内容について

主要福祉サービスには、シルバーサポートらいむの丘ハウス（養護老人ホーム）、らいむの丘ハイム（母子生活支援施設）、児童発達支援センターライムの丘（児童発達支援事業所）、らいむの丘保育園、相談支援センターらいむの丘（総合相談支援）、ケアプランセンターらいむの丘（介護計画支援）、ヴィレッジセンター（地域交流施設）、らいむショップ（福祉商品などの店舗）などがある。

市から桑名市社会福祉協議会が業務を受託し、すべての事業について運営管理を行っている。

(4) 公園の運営状況について

隣接する公園は、近隣住民の憩いの場であり、施設利用者とのコミュニケーションが図られており、市からの業務委託の範囲となっており、桑名市社会福祉協議会が運営管理を行っている。

(5) 施設見学

2 議会運営全般について 桑名市議会資料を受領

<多世代共生施設「桑名福祉ヴィレッジ」ホームページ>



<https://www.city.kuwana.lg.jp/fukushi/kurashi/machidukuri/28-0-220-896/28-80463-220-896.html>

【所 感】

○桑名福祉ヴィレッジは、養護老人ホーム、母子生活支援施設、保育所、児童発達支援センターなどが複合しており、子供から高齢者までが一緒に生活することで多世代交流が期待できる。各施設間での人事交流も盛んに行なわれて、また高齢者にとっては隣の施設で小さな子供たちが生活していることが活気を生み、精神的な刺激にもつながっている。ヴィレッジ公園には、地域住民が交流できるセンターや地元の商品を購入できる店舗も設置されており、素晴らしい地域交流の場となっていた。

赤穂市においても、今後このような複合施設が設置されれば小さな子供から障がいのある子供、高齢者まで幅広い世代が生きがいを持って生活できる場が創出できると思った。

○桑名福祉ヴィレッジは、市長の公約で縦割り行政を打破し整備された多世代共生型施設で、子供から高齢者、障がいのある方などに対して通所や入所、相談などを包括的に提供ができる多世代交流・多機能型の福祉施設で、世代を超えた利用者や職員が交流を深められ、つなげられる施設であった。

事業は公民連携で、桑名市、桑名市社会福祉協議会、大和リース（株）で進められ、民間のノウハウを生かすことにより、新しいかたちの福祉施設が構成されている。財政状況が厳しい赤穂市においても福祉分野だけでなく、多方面において公民連携による施策が必要な時代だと改めて感じた。

○桑名市の多世代共生施設は、養護老人ホーム、母子生活支援施設、保育所、児童発達支援センター、生活介護事業所、ケアプランセンター、相談支援センターに公園を

備えた多世代型の施設で国が提唱する「地域共生社会」の思想を具現化した施設である。敷地は市の所有で、社協が建設管理運営を行う。運営形態は道の駅に例えると、LABVの福祉版である。令和4年に立ち上がり、令和6年には黒字化し、市からの赤字補填は一切ない。ただ、民設民営のためビジネスライクの部分もあり、住まいエリア（養護老人ホーム、母子生活支援施設）は補助が受けられるよう満床を目指している。

社協は、民間の大和リースからノウハウを受け管理運営している。

建設費用は合計で32億円弱、そのうち、市は公園整備のみを約6億円でいい、国、県、市から合計約8億円の補助を受け、社協単体で18億円をねん出したが、そのうちの5億円は民間からの借り入れを行った。

桑名市は、市長自らが革新的な考えを持ち、民間の力を積極的に取り入れており、今後少子高齢化が加速する赤穂市においては、桑名市長の考えを採り入れ、いかに行政サービスの質を落とさずに市民に満足してもらおうかが生き残るカギと考える。

○地域共生社会の手本となるような多世代共生型施設、新しい福祉のかたちを見ることができた。養護老人ホーム、母子生活支援施設、保育所、児童発達支援センター、テナントカフェと公園が敷地内に一体的にある施設は画期的だった。かよいのエリアは、0歳児から預かれる保育所、そして養育・訓練と障がい児と障がい者を支援する児童発達支援センターと生活保護事業所。すまいのエリアは、50名定員の養護老人ホームと色々な事情で生活困難な母子が暮らせる施設(10部屋)の母子生活支援センター。かわりあいのエリアは、カフェ店舗と販売そして交流ラウンジ・会議室。このようにエリアを分けながら、高齢者と幼児とのふれあいができる構造や一般市民も自由に利用できるカフェ・公園が憩いの場になっていた。事務所を集約することにより多職種な職員同士の迅速な連携と職員の仕事に対する熱量を感じることもできた。公民連携事業により3者がそれぞれの役割を協力して行っていた。経営は主に社協が補助金を活用し効率的に運営していることに驚いた。空床にならないような運営の難しさや課題もあるようだった。行政の縦割りを無くし福祉の横連携を図るという想いが伝わり、また自立支援と尊厳の保持という基本理念の大切さの学び直しができた。

○桑名福祉ヴィレッジは、養護老人ホーム、母子生活支援施設、保育所、児童発達支援センター、生活介護事業所、ケアプランセンター、相談支援センターに公園を加えた多世代共生型施設である。市長の縦割り行政を打破したいという思いから整備されたとのことであり、その強いリーダーシップを感じた。

子供、高齢者、障がい者等様々な方が利用されることから、相互に良い影響を与え合う点が大きなメリットではないかと感じた。特に子供が高齢者や障がい者と触れ合う機会が増えることは、社会性の向上や障がいに対する理解の促進等につながることを考え

られる。複合施設にすることで、コスト面でもメリットがあり、福祉施設の一つの理想形ではないかと感じた。

【説明者】

桑名市長 伊藤 徳宇氏

桑名市 保健福祉部 福祉総務課 課長 新井 崇史氏

桑名市 保健福祉部 福祉総務課 係長 浅井 芳浩氏

社会福祉法人桑名市社会福祉協議会 常務理事 高橋 潔氏

視察先：滋賀県甲賀市

(令和8年1月30日(金) 9:30~12:00)

【視察目的】

赤穂市のまちづくりには、地域活動の活性化や人材育成が必要であり、危機的な財政状況において、市民サービス、行政サービスの低下が懸念される中、地域の潜在力を生かした施策が必要である。

甲賀市まちづくり活動センターは、市民活動団体や自治振興会など、まちづくりを進めるためにだれでも交流でき、気軽に利用できるみんなの場所となっている。市民活動をつなぐ、広がる、市民主体の協働のまちづくりの拠点となる中間支援施設となっているため、調査・研究をしたく視察を行った。

【説明、取組内容】

1 地域の公民館の名称変更について

(1) 公民館からコミュニティセンターの名称変更の経緯について

甲賀市では、公共施設等総合管理計画や行動計画に基づき、地域拠点施設の再編・機能転換を進め、従来の「公民館」は社会教育法に基づく学習施設という位置付けが強く、地域自治・防災・福祉・交流・協働といった幅広い活動を担うには制度上・運用上の制約があった。

そこで、地域市民センターの一部を「コミュニティセンター(まちづくり拠点)」へ移行し、「学習」+「地域づくり」を包括的に担う拠点へ再定義する方針が採られている。

(2) 名称変更に伴うメリット・デメリットについて

1) メリットについて

- ・社会教育事業に限定されず、自治会活動、地域会議、防災訓練、福祉・子育て支援、交流イベント等が実施しやすく利用目的・対象の拡大がされている。
- ・開館時間、利用区分、料金設定を地域実情に合わせて調整しやすく、柔軟な運営ができる。
- ・運営協議会等を通じ、住民主体の企画・運営が可能で、地域協働の推進が図れている。
- ・防災・福祉・まちづくり施策の現場拠点として横断的に活用できる行政施策のハブ機能となっている。

2) デメリットについて

- ・長年親しまれた名称が変わることへの心理的抵抗があり、「公民館」ブランド喪失への不安がある。
- ・教育委員会所管から外れることで、社会教育が軽視されるのではとの社会教育の後退懸念がある。

- ・職員・指定管理者に、調整・企画・コーディネート能力がより強く求められることから、運営負担の増加がある。
- ・何ができる施設なのか住民に伝わるまで時間を要することから、制度理解の不足が生じている。

(3) コミュニティセンターの管理運営について

管理主体は市長部局所管（地域振興・市民協働担当等）で条例に基づき、指定管理者制度の導入が可能である。

運営体制は指定管理者として、地域団体、NPO、自治会連合体等が担うケースが想定されている。

運営協議会・地域運営組織には、地域住民・団体代表・行政が参画し、事業計画、施設利用方針、地域課題の共有を行っている。

市の役割には、基本方針の提示、財政支援・人材育成、社会教育機能の継続担保（講座、学習支援等）がある。

2 甲賀市まちづくり活動センター見学

3 議会運営全般について 甲賀市議会資料を受領

<甲賀市まちづくり活動センター「まる一む」 ホームページ>

<https://www.city.koka.lg.jp/12767.htm>



【所 感】

○甲賀市では令和6年度まで、市内に13の公民館を設置していたが、令和6年度コミュニティセンター化したことにより、公民館は現在5館となっている。また、地域市民センターは令和6年度まで公民館との併設も含め市内に23施設あったが、コミュニティセンター化に伴い、現在は4地域市民センターに減少している。

名称を公民館からコミュニティセンターに変更したことにより、社会教育施設としての生涯学習の場に加え、まちづくりや地域交流の場としての新たなニーズにも対応できるようになっていた。

また、これまで使用が認められていなかった営利活動での利用も可能となっている。

運営方法は、自治振興会・まちづくり協議会により3年間の指定管理制度を採用しており、地域の特性に応じた柔軟な運営が行われている。

備品等で5万円以内のものについては指定管理者が購入し、たとえ運営が赤字であっても、市からの補助金は支出されていない。

また、施設見学として、まちづくり活動センター「まる一む」は、地域住民の様々な市民活動の支援の場となっていた。

今後、赤穂市においても、指定管理者の赤字補填に対する補助金の考え方について検討する必要があると思った。

○赤穂市では各地区公民館やコミュニティセンター等で、まちづくり連絡協議会においてまちづくりが推進されているが、公民館の利用にあたっては教育委員会の所管により、利用が制限されることもある。

甲賀市は地域住民の自主的な地域づくりを促し、地域住民の交流、社会教育、防災等の広い範囲で地域活動を推進されており、地域に潜在する地域力、市民力を発掘し生かす取組みが、今の時代ニーズに期待できると感じた。

甲賀市まちづくり活動センターでは、各コミュニティセンターでの活動を支援しており、支援スタッフを配置し、活動に必要な印刷機などの備品を気軽に利用できる体制となっている。また、若者が気軽に集まれる配慮もされており、次代を担う人材づくりに格好の施設となっているため、赤穂市においても地域づくりの観点からも公民館からコミュニティセンターへの移行が必要と感じた。

○甲賀市は、5町が合併し甲賀市となった地域であり、合併後それぞれの地域公民館を引き継いでいたが、公民館の性質上、様々な制約もあり、また職員を配置する必要性もあったことから令和6年度以降、公民館からコミュニティセンター化へ変更し、7館の管理運営をすることとなった。令和8年4月以降は2館増え9館となる。

公民館は、生涯学習を目的とする施設であるが、コミュニティセンター化することによって地域づくり活動や地域交流の場としても利用できる仕組みを作っている。

市は小学校区ごとに自治振興会を設立し、それぞれが市の補助金を基に管理運営を行っている。

甲賀市は若者を中心とした共生施設「まる一む」を建設後、開放し様々なイベント企画を市民が行うことで、市民として「住んで楽しい街づくり」を目指している。そのガイド役を市民活動推進課長、係長が中心となって市民目線で取り組んでいる。この点は、赤穂市は大いに学ぶべきと考える。若者世代をいかにして地元に残すのかを真剣に取り組む姿勢は、生産世代を大切にしたい私の心に響いた。甲賀市の課題としては、いかに政策を外部発信するかで、これは赤穂市にも共通する。

○コミュニティセンターに変更することでまちづくり・地域交流の場として使いやすい施設にできる仕組み作りを学ぶことができた。16館のなかで9館が自治振興会・まちづくり協議会が指定管理を行っており、市側からの補填も無いため自治振興会・まちづくり協議会が人員の配置やイベント行事などしっかり管理運営している。赤穂

市において指定管理のやり方に課題を感じた。NPO法人「夢の学習」と連携してのイベントまた出前講座など積極的な活動により地域交流ができているようだ。イベントの補助金制度である若者サポート補助の施策は赤穂市にも取り入れるべきと思った。中学生などの若い世代が気軽にイベントができる環境づくりは大切である。

「まる一む」の立地環境がとてもよく、給食センター施設場所を変更してまでも作る意義がわかる。子供若者世代から高齢者まで抵抗感なく自然に集まれる交流スペースが魅力的で、見学時にもその光景を体感することができた。また職員と市民の関係性の良さも感じることもできた。施設は土日も営業のため職員の勤務もシフト制だが、課長に尋ねると職員同士の協力もあり何の問題もなく職場環境は良好ということだった。それは、市民活動推進課の課長、係長、元部長の方々が市民はもちろん職員にも本気で向き合っているからだと思った。気軽に使える「みんなの居場所」は本市にも必要な施設だ。

○甲賀市では、公民館等をコミュニティセンター化する取組みを実施している。コミュニティセンター化することにより、従来の公民館機能に加え、まちづくり・地域交流の場として、また営利目的の利用も可能になるなど、新たなニーズにも対応した施設になったとのことであった。

コミュニティセンターは、地域の希望がある場合、地域住民からなる自治振興会・まちづくり協議会による指定管理により運営されており、運営方法等は、住民自治の観点からその主体性に委ねている。

自分たちの地域のことは、自分たちで主体的に取り組みたい。そのように考える地域の担い手をどのように育てていくのかが難しい点であると感じた。

【説明者】

甲賀市	総合政策部	市民活動推進課	課長	築島	照和氏
甲賀市	総合政策部	市民活動推進課	係長	中嶋	裕也氏
甲賀市	総合政策部	市民活動推進課	主任	清水	知良氏